

## ○えびの市文化・スポーツ振興補助金交付要綱

(平成 10 年 3 月 30 日えびの市教育委員会告示第 13 号)

**改正** 平成 22 年 3 月 26 日教育委員会告示第 8 号平成 26 年 12 月 5 日教育委員会告示第 14 号

平成 28 年 3 月 25 日教育委員会告示第 5 号平成 30 年 3 月 27 日教育委員会告示第 5 号

令和 4 年 3 月 31 日教育委員会告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、えびの市の文化・スポーツの振興及び発展に寄与するため、えびの市又は宮崎県代表としてコンクール、競技会等(以下「競技会等」という。)の九州大会又は全国大会に出場する選手等に対し、その経費の一部を補助するものとし、その交付について、えびの市補助金等交付規則(昭和 51 年えびの市規則第 23 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 26 年教委告示 14 号・28 年 5 号〕

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、補助対象者が未成年(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの)のときは、その保護者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 活動の拠点を市内に有する団体に所属している者又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校に在籍している者
- (3) 宮崎県又は九州地区の予選又は選抜により出場資格を得て、九州大会又は全国大会に出場する監督、コーチ若しくは補欠を含む選手(以下「選手等」という。)

一部改正〔平成 26 年教委告示 14 号・28 年 5 号・令和 4 年 5 号〕

(補助対象経費)

第 3 条 この補助金の対象経費は、選手等の目的地までの往復の交通費、宿泊費及び参加費とする。ただし、主催者又はその他の団体が経費の全額を支給する場合を除く。

一部改正〔平成 26 年教委告示 14 号・28 年 5 号・30 年 5 号〕

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、団体及び個人の部のいずれも別表の額を上限とする。

2 主催者又はその他の団体が経費の一部を支給する場合は、次に掲げる額を交付する。

- (1) 補助対象経費から主催者又はその他の団体の支給額を差し引いた額が別表の上限額を超えるときは、別表の上限額

- (2) 補助対象経費から主催者又はその他の団体の支給額を差し引いた額が別表の上限額に満たないときは、補助金の対象経費から主催者又はその他の団体の支給額を差し引いた額

一部改正〔平成26年教委告示14号・28年5号〕

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を申請するものは、補助金等交付申請書を競技会等九州大会又は全国大会開催前14日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 競技会等九州大会又は全国大会の要項等
- (2) 当該競技会等九州大会又は全国大会の要項等に従い登録された監督、コーチ及び選手名簿
- (3) 当該競技会等地区予選又は選抜の結果が分かる資料
- (4) その他参考となる資料

一部改正〔平成26年教委告示14号・28年5号〕

(実績報告)

第6条 補助事業実績報告書に添える規則第14条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 競技会等九州大会又は全国大会の結果が分かる資料
- (2) 領収書の写し

追加〔平成28年教委告示5号〕

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、確定払により交付する。

繰下げ〔平成28年教委告示5号〕

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成26年教委告示14号〕・繰下げ〔平成28年教委告示5号〕

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日教育委員会告示第8号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月5日教育委員会告示第14号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日教育委員会告示第5号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日教育委員会告示第5号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日教育委員会告示第 5 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

区 分	地 域	補助対象経費	上限額
個人・団体	九州(沖縄を除く。)		1 大会につき 1 人 当たり 10,000 円
	沖縄・四国・中 国・近畿	交通費・宿泊 費・参加費	1 大会につき 1 人 当たり 20,000 円
	北海道・東北・ 中部・関東		1 大会につき 1 人 当たり 30,000 円
勝ち延びたとき。		宿泊費	1 泊につき 1 人当 たり 10,000 円
前泊が必要なとき(監督等 代表者 1 名のみ)。		宿泊費	10,000 円

全部改正〔平成 26 年教委告示 14 号〕、一部改正〔平成 30 年教委告示 5 号〕